

○国の被災支援事業の実施状況

制度又は事業名	拡充内容			拡充の適用	施行日
	災害	拡充前	拡充後		
災害救助法による住宅応急修理 (内閣府)	台風15～19号	損害割合 20%以上のみ	損害割合 10%以上20% 未満も対象	○	令和元年 10月23日 (令和元年 8月28日 まで遡り)
	佐賀豪雨	損害割合 20%以上のみ	損害割合 10%以上20% 未満も対象	○	
強い農業・担い手づくり総合支援交付金による機械・施設等の復旧 (農林水産省)	台風19号	補助率 3/10	補助率 5/10	○	
	佐賀豪雨、 台風15～17号	補助率 3/10	補助率 3/10	×	

※佐賀豪雨における大町町の油流出の機械・施設等の被害額は1戸当たり平均23,343千円

※平成30年7月の大雨等に係る機械・施設等の復旧に係る国庫補助率は1/2が適用